

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年5月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600529号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700012号

第1 結論

請求者のA社における平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び同年9月1日から平成10年10月30日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表のとおり、平成6年10月は9万8,000円を20万円、同年11月は9万8,000円を26万円、同年12月は9万8,000円を22万円、平成7年1月は9万8,000円を18万円、同年2月から同年4月までは9万8,000円を22万円、同年5月は9万8,000円を15万円、同年9月は9万2,000円を36万円、同年10月は9万2,000円を28万円、同年11月は9万2,000円を38万円、同年12月は9万2,000円を30万円、平成8年1月は9万2,000円を36万円、同年2月は9万2,000円を59万円、同年3月は9万2,000円を47万円、同年4月は9万2,000円を59万円、同年5月は9万2,000円を32万円、同年6月は9万2,000円を34万円、同年7月は9万2,000円を38万円、同年8月は9万2,000円を32万円、同年9月は9万2,000円を59万円、同年10月から平成9年7月までは9万2,000円を34万円、同年8月は9万2,000円を32万円、同年9月は9万2,000円を34万円、同年10月は9万2,000円を59万円、同年11月は9万2,000円を36万円、同年12月は9万2,000円を59万円、平成10年1月は9万2,000円を24万円、同年2月は9万2,000円を44万円、同年3月は9万2,000円を47万円、同年4月は9万2,000円を36万円、同年5月は9万2,000円を44万円、同年6月及び同年7月は9万2,000円を41万円、同年8月は9万2,000円を36万円、同年9月は9万2,000円を34万円とする。

平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び同年9月1日から平成10年10月30日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び同年9月1日から平成10年10月30日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年1月16日から平成7年6月25日まで
② 平成7年9月1日から平成10年10月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低い額となっている。

給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び給与振込が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間①及び②について、年金額に反映するように、A社の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び請求期間②について、請求者から提出された給与明細書、平成9年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳、A社の元同僚から提出された給与明細書並びにB労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①のうち平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び請求期間②の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び請求期間②に係る標準報酬月額については、請求者から提出された前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成6年10月は20万円、同年11月は26万円、同年12月は22万円、平成7年1月は18万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は15万円、同年9月は36万円、同年10月は28万円、同年11月は38万円、同年12月は30万円、平成8年1月は36万円、同年2月は59万円、同年3月は47万円、同年4月は59万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は38万円、同年8月は32万円、同年9月は59万円、同年10月から平成9年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は59万円、同年11月は36万円、同年12月は59万円、平成10年1月は24万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は36万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は36万円、同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年10月1日から平成7年6月25日までの期間及び同年9月1日から平成10年10月30日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち平成6年1月16日から同年10月1日までの期間について、商業登記の記録によると、A社は平成11年に解散しており、元事業主から回答は無い上、請求者からも、当該期間に係る給与明細書、源泉徴収票、給与振込が確認できる預金通帳等の提出が無いことから、当該期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間①のうち平成6年1月16日から同年10月1日までの期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち平成6年1月16日から同年10月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

別表

期 間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成6年10月	20万円	9万8,000円
平成6年11月	26万円	
平成6年12月	22万円	
平成7年1月	18万円	
平成7年2月から同年4月	22万円	
平成7年5月	15万円	
平成7年9月	36万円	9万2,000円
平成7年10月	28万円	
平成7年11月	38万円	
平成7年12月	30万円	
平成8年1月	36万円	
平成8年2月	59万円	
平成8年3月	47万円	
平成8年4月	59万円	
平成8年5月	32万円	
平成8年6月	34万円	
平成8年7月	38万円	
平成8年8月	32万円	
平成8年9月	59万円	
平成8年10月から平成9年7月	34万円	
平成9年8月	32万円	
平成9年9月	34万円	
平成9年10月	59万円	
平成9年11月	36万円	
平成9年12月	59万円	
平成10年1月	24万円	
平成10年2月	44万円	
平成10年3月	47万円	
平成10年4月	36万円	
平成10年5月	44万円	
平成10年6月及び同年7月	41万円	
平成10年8月	36万円	
平成10年9月	34万円	

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600621号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700013号

第1 結論

A事業所(以下「B事業所」という。)における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成18年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成18年3月31日となっており、請求期間における被保険者記録が無い。

B事業所には、平成18年3月31日まで勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、C事業所から提出された請求者に係る平成17年度賃金台帳及び平成18年分源泉徴収簿並びに請求者から提出された平成18年分源泉徴収票から判断すると、請求者は、請求期間も継続してB事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の平成17年度賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成18年3月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として同資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成18年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600633号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月5日から同年11月1日まで

年金の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成10年11月1日となっているが、提出した雇用保険被保険者証に記されているとおり、同年10月5日に入社し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者が、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録においてA社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日が属する月及びその前後の月の合計3か月間に、同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している10人(請求者を除く。)について、厚生年金保険及び雇用保険のそれぞれの被保険者資格取得日を見ると、いずれの者についても、各人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日の翌月1日と記録されているところ、同社の請求期間当時の取締役は、「当時、短期間で退職する者が多かったため、入社月の翌月から厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述しており、同社が、雇用保険の被保険者資格取得日と同日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届出していた事情はうかがえない。

また、A社は、「請求期間当時の資料は破棄済みであり、当時の担当者は退職しているため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している上、同社の請求期間当時の事業主は所在が不明であり、同社における厚生年金保険被保険者記録の有る者及び商業登記の記録において確認できる同社の請求期間当時の役員のうち、所在が判明した29人に事情照会を行い、11人から回答を得たものの、請求者を記憶する者はおらず、同社の元従業員及び請求期間当時の役員から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる資料及び回答等を得ることができない。

さらに、請求者から提出された預金通帳(写し)を見ると、平成10年11月10日にA社からの入金(22万4,914円)が記録されているものの、当該入金額のみでは請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができないところ、前述の取締役は、「厚生年金保険に加入させていない期間について、給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600705号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年12月31日から平成7年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成6年12月31日となっているが、A社には、同日まで勤務した。

平成6年12月31日が離職年月日であることを示す資料として、雇用保険の資格取得届出確認照会回答書を提出するので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当時の資料が残っておらず、請求者の請求期間に係る平成6年12月分の厚生年金保険料を控除したか否か不明である。」旨回答している上、請求期間当時、A社の給与計算事務等を受託していた税理士事務所も、「請求者の厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。」旨回答しており、事業所等から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が請求者と同じ平成6年12月31日となっている同僚が一人確認できるところ、当該同僚は、「A社の給与明細書を処分してしまったので、平成6年12月分の保険料を控除されていたか否か分からない。」旨陳述しており、同僚の厚生年金保険料控除の状況から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を推認することもできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。